



## 年会・大会にかかわる細則

2019年10月8日 第1回部会等運営委員会承認

(目的)

第1条 本細則は、部会等運営委員会規程(1001)第2条に関連し、一般社団法人日本原子力学会(以下、「本会」という)「春の年会」「秋の大会」(以下、「年会・大会」という)にかかわる諸事を定めることを目的とする。

(外国籍非会員の取り扱いについて)

第2条 相互協力協定を締結している海外学会の会員であれば、本会会員と同様に取り扱う。

(発表予稿および口頭発表の使用言語)

第3条 年会・大会予稿集に収録する発表予稿および口頭発表の使用言語は、日本語または英語とする。

(特別講演および招待講演講師の旅費支給)

第4条 特別講演および招待講演の講師にかかる旅費は、国内に限り支給する。海外旅費は原則として支給しない。

(改定)

第5条 本細則の改定は、部会等運営委員会で決定し、理事会に報告するものとする。

### 附則

- 1 平成22年11月16日 第2回部会等運営委員会制定, 同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 平成24年5月22日 第3回部会等運営委員会承認
  - ② 平成25年11月12日 第2回部会等運営委員会メール審議承認
  - ③ 平成26年8月8日 第1回部会等運営委員会承認, 平成26年9月26日 第3回理事会報告
  - ④ 内規を細則に変更 平成28年6月8日 第3回部会等運営委員会承認, 平成28年6月17日 第1回理事会報告
  - ⑤ 平成29年6月6日 第3回部会等運営委員会承認, 平成29年6月16日 第1回理事会報告
  - ⑥ 2019年10月8日 第1回部会等運営委員会承認, 2019年10月25日 第4回理事会報告

### 附則

- 1 平成 26 年 8 月 8 日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。
- 2 平成 28 年 6 月 8 日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。
- 3 平成 29 年 6 月 6 日改定の細則は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 4 2019 年 10 月 8 日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。